

異常気象時の休校措置について

天災、地変に伴う緊急の事態が生じた場合、生徒の登下校の安全を第一に考え、臨時休校または、途中下校の措置をとる。

1. 午前6時現在、井笠地域、福山・尾三のいずれかに、次の5つの警報のうち、1つでも発令されている場合は自宅待機とする。
なお、7時現在において警報が解除されない場合は、臨時休校とし、7時前に警報が解除された場合は安全に十分注意し登校する。

暴風	暴風雨	大雨	洪水	大雪
----	-----	----	----	----

2. 万一、大規模地震が岡山県下（県南）・広島県下（県南）に発生し、学園の建造物が著しく破損したり、登下校の状態が危険な場合は休校とする。

（注）上記以外から通学している生徒において、居住地域に警報が発令され登下校が危険、不可能と判断される場合は公欠扱いとする。